

議会受付番号	鎌議第 1270 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	副市長(総務部 総務課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市の刑法上概念の捉え方について

2 質問の要旨

鎌倉市として次の一から五についてどのような概念として、承知、把握しているのか、明らかにせよ。

- 一、正犯について
- 二、単独正犯について
- 三、共同正犯について
- 四、共謀共同正犯について
- 五、間接正犯について

3 答弁

- 一 正犯とは、犯罪の基本的構成要件に該当する行為を自ら行う者のことと認識しています。
- 二 単独正犯とは、犯罪を単独で実行することと認識しています。
- 三 共同正犯とは、2人以上の者が共同して犯罪を実行することをいい、共同正犯は全員が正犯とされると認識しています。
- 四 共謀共同正犯とは、2人以上の者が犯罪の共謀をし、そのうちのある者が犯罪を実行したときは、他の共謀者も共同正犯とされることと認識しています。
- 五 間接正犯とは、他人を利用して犯罪を実現することをいい、このように他人を利用して犯罪を実現した者は正犯とされると認識しています。